

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：雲井通5丁目再開発株式会社）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>(1) 内部統制を徹底すべきもの</p> <p>内部統制に関する事例が散見された。背景には、当該会社は、現在では、会社法上、大会社に区分されているが、設立当初のルールがそのまま現存していることがあると考えられる。このため、大会社として、ルールや書類の再整備が必要であり、今後、コンプライアンスの徹底やガバナンスの推進を強く進めていくべきである。</p> <p>ア 弁護士報酬支払承認時の確認漏れの事例</p> <p>弁護士報酬において、源泉徴収分を控除して支払うべきところ、控除せずに支払ったため過払となっていた事例があった。弁護士からの請求書では源泉徴収分を控除していたため、請求額と支払額が異なったままで支払い手続きが進み、誰一人気づくことなく支払われていた。</p> <p>今回のケースでは過払の返金時の振込手数料を弁護士が負担したとのことであり当団体には損失は発生していないが、誤払いを未然に防ぐことで回避できたものであり、支払承認時の確認を徹底すべきである。</p>	<p>本件は、事務手続きにおける確認漏れが原因で、誤払いに至ったものである。</p> <p>当該事象を受け、令和7年11月7日の社内会議にて、業務執行役員より各担当者に対して改善措置内容を説明し、周知徹底を図った。</p> <p>改善措置内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職上位者への承認依頼時に、担当者が内容説明を行い、相互確認を実施する運用へ改めた。また、担当者がチェック印等により確認内容を明示する「見える化」を導入し、確認の確実性を高めた。 ・源泉徴収が発生する支払については、決裁後の支払実行前に業務執行役員による再確認を必須とする体制に強化した。 ・担当者の確認事項を整理した事務処理フローを作成し、関係者間で共有した。 	<p>措置済</p>
<p>イ 伝票訂正における責任者の承認を制度化すべき事例</p> <p>アの過払分の伝票のほか、伝票を事後訂正しているケースが散見されたが、いずれの場合も事務担当者の訂正印のみで、支出担当者などの責任者の訂正承認は得られていなかった。</p> <p>少なくとも金額欄等の重要事項の訂正につい</p>	<p>当該事象を受け、令和7年11月7日の社内会議にて、業務執行役員より各担当者に対して、会計規程に基づく出納員である業務執行役員までが、全ての訂正箇所へ訂正印を付し、責任者の承認を得るよう改善措置内容を説明し、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：雲井通5丁目再開発株式会社）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ては責任者の訂正承認を得るよう事務の流れを見直すべきある。</p>	<p>今後は、本措置に基づき、伝票訂正に関する承認手を徹底する。</p>	
<p>(2) 収入の処理科目を改めるべきもの</p> <p>当団体において、再開発事業補助金等（以下「補助金等」という。）や保留床処分金（補助金等とあわせて、以下「事業収入金」という。）を「仮受金」として会計処理している。当団体にその理由を確認したところ、「各年度の収入金額は確定しているが、再開発事業全体では事業費が未確定のため、前受金でなく仮受金で処理をしている。」とのことであった。</p> <p>補助金等に関しては、交付決定や完了実績報告等の事務手続きの完了や補助金額が確定していること、また、保留床処分金に関しては、相手先との間で「保留床譲渡契約書」を締結していることを確認した。</p> <p>一般的に「仮受金」は金額が確定していない場合に暫定的に使用する勘定科目であるため、事業収入金について各期の収入金額が確定しているということであれば、「仮受金」ではなく「前受金」として会計処理すべきである。</p>	<p>当社は、ビル完成まで損益計上を行わないため、収入金（再開発事業補助金等及び保留床処分金）については、仮勘定科目を用いて、これまで「仮受金」として処理してきた。</p> <p>なお、各年度における収入金額は確定していることから、今後、同じ仮勘定科目である「前受金」への振替処理を行う。</p>	<p>措置方針</p>
<p>○ 意見</p> <p>(1) 違法状態の解消について</p> <p>会社法等の法令に沿った運用となっていない事例が見受けられた。法令に即した運用となるよう早急に改めるべきである。</p> <p>ア 内部統制システムに関し、取締役会の決議を得るべき事例</p> <p>当団体は、会社法第2条第6項に規定する大会社に該当しており、会計監査人を設置している。その一方で、会社法第362条第5項により大会社は構築が義務付けられている「内部統制システム」については、当団体では構築されていなかった。</p> <p>当団体によると、内部でチェックシートは作っているとのことであるが、他の外郭団体等の事例も参考に、可及的速やかに会社法に基づく内部統</p>	<p>当社は平成30年に設立され、令和4年に会社法上の大会社に区分されたが、設立当初に定めた個別規程を運用しており、会社法第362条第5項に基づく内部統制システム全体の構築が行われていない状況にあった。</p> <p>今後、会社法に基づく内部統制システムの内容を整理し、取締役会の決議を経て導入することで、適正なガバナンス体制の確立を図る。</p>	<p>措置方針</p>

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：雲井通5丁目再開発株式会社）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>制システムを構築すべきである。</p>		
<p>イ 法人登記を適正に行うべき事例</p> <p>役員や会計監査人の登記について、例年2週間を超えている状況にあった。担当者によると、登記時に必要となる議事録の作成に時間を要していることが要因とのことであった。</p> <p>会社法第915条では、登記事項は事象が発生した後2週間以内に登記しなければならないこととなっており、株主総会后2週間以内の登記が義務付けられている。また、同法第976条第1項では、これを怠った場合、100万円以下の過料の対象となると定められている。</p> <p>これらのことから、登記に関する事務処理について、適正な時期に行うよう努められたい。</p>	<p>当該事象を受け、令和8年2月6日の社内会議にて、業務執行役員より各担当者に対して、法定期限内に登記を行うことの重要性について周知徹底を図った。</p> <p>今後、株主総会・取締役会の開催日程をふまえ、議事録作成に係る事前準備の徹底と、登記に関する事務処理フローの見直しすることにより、遅延が生じない運用体制を構築する。</p>	<p>措置方針</p>
<p>(2) 監査契約における齟齬について</p> <p>当団体では会計監査人に監査業務を委託しており、監査契約上、報酬のほか、交通費等実費については別途支払うこととなっているが、以下の事例が見受けられた。</p> <p>ア 実費弁償（交通費）の起点の齟齬の事例</p> <p>実費弁償（交通費）の起点について、契約の相手方の所在地である神戸市中央区元町通6丁目ではなく、阪急塚口駅や阪神西宮駅となっていた。</p> <p>実費弁償の意味を理解の上、監査業務遂行のために必要となった交通費について、適正に計算されたい。</p> <p>イ 実費弁償（交通費）の事務手続懈怠の事例</p> <p>実費弁償（交通費）の請求時に証憑類の提出を求めることなく、当団体が経路検索アプリなどで自ら計算して払っていた。実費弁償は、支払の相手方が立て替えたものに対して支払うという性質のものであるため、領収書等立て替えた実費額が確認できる書類を提出させるなど適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>当該事象を受け、令和7年12月17日の協議にて、今後は監査契約に基づき実費弁償が発生する場合、契約上の起点に基づく適正な経路・金額の確認を行うとともに、実費額を確認できる領収書等の根拠資料の提出を必須とする運用に改めることを相手方に対して通知した。</p> <p>これにより、実費弁償の趣旨に沿った適正な事務処理を確保する体制を整備した。</p> <p>引き続き、適正な支払手続の徹底を図り、再発防止に努める。</p>	<p>措置済</p>

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：特定非営利活動法人ふたば）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指 摘 事 項</p> <p>(1) 指定管理業務と自主事業の区分を明確にし、区分経理の徹底を図るべきもの</p> <p>指定管理業務として区分されている「震災体験学習事業」において、当団体は、他都市からの修学旅行生等（小中学校、高校や大学など）の受け入れについては、自主事業として区分しており、この事業で、令和6年度には約1,300万円の収入を得ている。</p> <p>指定管理業務については、指定管理者業務要領に明記されているものの、指定管理者が実際に行っている事業が、指定管理業務なのか、それとも自主事業に当たる事業になるのか明確でなかった。</p> <p>公の施設の指定管理者制度運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、指定管理業務は、「協定書・仕様書に委細を含めて記載することにより、指定管理者に指定管理業務として履行させる」こととしており、「指定管理業務と自主事業に係る収支を分けて報告させるとともに、必要に応じて、事業別の収支も報告させるなど、所管課は管理運営の実態把握に努めてください」とある。</p> <p>当施設の所期の目的を果たしながら、当団体の自主事業をより活性化させ、かつ、運営状況の実態を適切に把握していくためにも、神戸市所管局は、マニュアルに基づき、指定管理業務を明確化し、当団体が実施している事業を整理するとともに、指定管理者に対し、適切な区分経理が行えるよう指導の徹底を図るべきである。</p>	<p>現在指定管理者が行っている事業のうち、指定事業と自主事業の区別については、本市と指定管理者において整理を進め、次期指定管理期間に締結する協定書において明確化してまいりたい。</p> <p>また、会計処理について、自主事業と指定管理業務の収支を区分するよう指導する。</p>	<p>措置方針</p>
<p>○ 意 見</p> <p>(1) 履行保証金について</p> <p>協定書に基づき契約不履行による損害を補てんするための履行保証金（以下「履行保証金」という。）の納付・還付を行っていなかった。</p> <p>協定書に基づき履行保証金の納付・還付手続きを行うためには、指定期間終了後に指定管理者から履行保証金の返還請求を行い、神戸市所管局</p>	<p>履行保証金の納付については、指定管理者制度の所管課である業務改革課の運用マニュアルにおいても、「神戸市契約規則第25条第6号の取扱いに準じ、指定管理者が協定内容を履行しないおそれがないと認められる場合は、必ずしも保証</p>	<p>措置済</p>

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：特定非営利活動法人ふたば）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>は、その請求を受け、返還手続きを行う必要がある。また、指定管理者より請求書が提出されない場合は、請求書を督促する必要がある。</p> <p>神戸市所管局は、同じ指定管理者の指定を継続的に更新することが見込まれる場合の履行保証金のあり方について、制度所管課と相談し、当施設にふさわしい手法を構築されたい。また、協定書どおり業務が遂行されているかについても、組織的に確認できる方法を構築されたい。</p>	<p>金の納付又は履行保証保険契約の締結を要しない」となっている。</p> <p>現在の指定管理期間終了後に、指定管理者からの請求を受けた上で、速やかに返還を行う。</p> <p>現在の指定管理者は、長年にわたって本業務を遂行し、その点については指定管理者評価委員会からも高く評価されていることから、次期指定管理期間からは履行保証金を求めない運用とする。</p> <p>また、指定管理者の業務遂行の内容については、月1回の市職員と指定管理者間のミーティングや市に提出を求めている報告書等において、丁寧な確認を行う。</p>	

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社神戸ポートピアホテル）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>(1) 収入金を専用口座へ入金すべきもの</p> <p>令和6年度の条例及び規則に基づく使用料(以下「収入金」という。)のうち、銀行振込で収納した収入金については専用口座へ入金されていたが、駐車場の使用料などの現金で収納した収入金については、翌日に警備会社の現金入金機へ入金処理を行った上、専用口座でなく、株式会社神戸ポートピアホテルの資金管理を行う預金口座に入金されていた。</p> <p>協定書第8条第3項には、「収入金を収納したときは、専用口座に日々入金しなければならない」と定められている。</p> <p>指定管理者は、協定書に定められたとおり、すべての収入金を専用口座に入金すべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導すべきである。</p> <p>なお、指定管理者の取引銀行が近隣にないという事情もあることから、神戸市所管局は、日々の収納状況や適正な現金管理が行われているか検証を行う前提で、実態に沿った運用を検討の上、制度所管課と相談されたい。</p>	<p>指定管理者が現金で収納した収入金について、専用口座へ入金できていなかった原因は、神戸市所管局による適正な事務処理の確認および専用口座の入出金状況の点検・指導が不足していたことによるものである。</p> <p>また、専用口座への入金が日々行われていなかった理由は、指定管理者の取引銀行がポートアイランド内に無く、日々の現金収入を島外へ運搬する際の防犯リスクを考慮し、警備会社が管理する現金入金機に日々入金する運用を行っていたためである。</p> <p>本件については、神戸市所管局より指定管理者に対し、協定書に基づき全ての収入金を専用口座へ入金するよう令和8年1月5日の定例連絡会で説明した。</p> <p>具体的な運用については、制度所管課と協議した結果、日々の現金収入の入金先はこれまでどおり警備会社の現金入金機とし、現金入金機から専用口座へ週1回振り込むこととし、令和8年2月2日より運用を開始した。</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 物品管理簿に記載すべきもの</p> <p>指定管理者は、神戸市所管局と修繕に関する協議をした上で老朽化した屋外カメラのレコーダー等を令和6年2月に取り替え、備品管理簿により適切に管理していた。</p> <p>一方、神戸市所管局は、これらの物品の廃棄及び取得について、物品管理簿に反映していなかった。</p> <p>神戸市物品会計規則第8条では「物品管理者は、物品の受領の都度、物品管理簿に記載させなければならない」、第12条では「現在高と帳簿残高とに過不足を生じたときは、物品管理者の承認を経て、物品管理簿を整理しなければならない。」</p>	<p>神戸市所管局において物品の廃棄および取得を物品管理簿に反映できていなかった原因は、備品管理簿の作成および備品シールの発行手続きまでは完了していたものの、その後の所属長への書面決議、廃棄物品の抹消登録、および管理簿へのファイリングを失念していたことによるものである。</p> <p>本件について、廃棄した物品については適正に物品管理簿の整理を行うとともに、新たに取得した物品についても指定管理者の報告に基づき、現行の神戸市物品会計規則に従い令和7</p>	<p>措置済</p>

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社神戸ポートピアホテル）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>と定められている。</p> <p>神戸市所管局は、廃棄したものについては適正に物品管理簿の整理を行うとともに、新たに取得した物品については指定管理者の報告に基づき、現行の神戸市物品会計規則に従い物品管理簿に記載すべきである。</p> <p>また、協定書に物品の異動をはじめ報告すべき事項など記載のないものもあることから、物品の異動の報告形式の検討など適切な運用となるよう整理されたい。また、次期協定ではこれらを含め「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」を確認の上、適切な協定締結に努められたい</p>	<p>年12月1日に物品管理簿に正しく登録を行った。</p> <p>今後は、物品の取得・廃棄の都度、速やかに決議および管理簿への記載を行うとともに、定期的な管理簿のチェックを行うよう令和8年2月4日付で課内に周知した。</p> <p>また、指定管理者応募要領において、備品の取り扱いについての詳細は協定書等で定めると記載しているが、現行の協定書等にはその記載が無く、内容に齟齬が生じているため、次期協定では「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」を確認の上、適切な協定締結を行う。</p>	
<p>○ 意見</p> <p>(1) 修繕費の使途に関するもの</p> <p>当施設で精算対象としている修繕費について、以下の事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場出口草刈り、ツル除去（令和6年5月支出） ・ 廃棄物処理費（令和7年3月支出） <p>施設及び設備の維持管理に関する仕様書 Ⅲ章 1. (1)①では「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、或いは機器等の性能または機能を現状或いは実務上支障のない状態まで回復させる事をいう」と定めており、修繕に草刈りや廃棄物処理は含まれていない。</p> <p>これらの事例は仕様書には「修繕」とは規定されていないことから、協定書第31条に基づき、神戸市所管局と指定管理者とで協議を行っているものの、その記録は残されていなかった。</p> <p>神戸市所管局は、指定管理者との協議記録を残すべきである。また、神戸市所管局は、実態を踏まえ中長期的な観点で老朽化対策を検討するとともに、施設運営に係る役割分担についても幅広く検討されたい。</p>	<p>通常の草刈りや廃棄物処理は、日常清掃または定期清掃として、指定管理料の中で実施している。一方、それ以外の臨時的かつ大掛かりな作業で施設保全に関するものは、神戸市所管局と指定管理者との事前協議・承認のうえ修繕費として扱っているが、その協議録の作成・保存をしていなかったため、令和8年1月より、指定管理者との協議内容を記録し、適切に保管するよう運用を改めた。</p> <p>また、当該施設の老朽化対策については、神戸市所管局が毎年、職員による点検を行い施設の健全度を確認している。</p> <p>これまでに、指定管理者が行う修繕とは別に、回廊塗装等改修工事や外壁タイル補修工事、手すりの改修などの大規模修繕を行っており、現状、施設の健全性は維持されていると認識している。</p> <p>一方で、日常的な点検をはじめ、軽</p>	措置済

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社神戸ポートピアホテル）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	微な不具合や緊急性のある修繕についてはより迅速かつ合理的に対応できる指定管理者が引き続き行うこととしており、今後も施設運営に係る役割分担や適切な維持管理手法について幅広く検討していく。	